

青森県報

号外第二十一号

平成三十年
三月二十二日
(木曜日)

目次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……四
- 土砂災害警戒区域の指定 ……五
- 土砂災害警戒区域の指定 ……六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ……六
- 土砂災害警戒区域の指定 ……七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……七
- 土砂災害警戒区域の指定 ……七
- 土砂災害警戒区域の指定 ……八

告 示

青森県告示第二百十七号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 堰根土砂災害警戒区域及び堰根土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 坂市土砂災害警戒区域及び坂市土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 沢田土砂災害警戒区域及び沢田土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 大助土砂災害警戒区域及び大助土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

五 山田四号土砂災害警戒区域及び山田四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

六 山田二号土砂災害警戒区域及び山田二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

七 紙漉沢土砂災害警戒区域及び紙漉沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)



青森県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 堰根土砂災害警戒区域及び堰根土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 坂市土砂災害警戒区域及び坂市土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の図面のとおり

(図面省略)

三 沢田土砂災害警戒区域及び沢田土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

四 大助土砂災害警戒区域及び大助土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

五 山田四号土砂災害警戒区域及び山田四号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

六 山田二号土砂災害警戒区域及び山田二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

七 紙漉沢土砂災害警戒区域及び紙漉沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項及び同法第九條第九項において

準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 安田二号土砂災害警戒区域及び安田二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

(図面省略)

二 古懸二号土砂災害警戒区域及び古懸二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

三 積ヶ平一号土砂災害警戒区域及び積ヶ平一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

四 積ヶ平二号土砂災害警戒区域及び積ヶ平二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

五 相乗土砂災害警戒区域及び相乗土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

六 津刈温泉沢土砂災害警戒区域及び津刈温泉沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 安田二号土砂災害警戒区域及び安田二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二 古懸二号土砂災害警戒区域及び古懸二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三 預ヶ平一号土砂災害警戒区域及び預ヶ平一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

四 預ヶ平二号土砂災害警戒区域及び預ヶ平二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

五 相乗土砂災害警戒区域及び相乗土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

青森県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中津軽郡民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

津刈温泉沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第二百二十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中津軽郡民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名坪平土砂災害警戒区域及び名坪平土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 豊平土砂災害警戒区域及び豊平土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 名坪平二号土砂災害警戒区域及び名坪平二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 下田代沢土砂災害警戒区域及び下田代沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長面沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 森沢川土砂災害警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 南田代沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名坪平土砂災害警戒区域及び名坪平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 豊平土砂災害警戒区域及び豊平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三名坪平二号土砂災害警戒区域及び名坪平二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 下田代沢土砂災害警戒区域及び下田代沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び中津軽地域民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長面沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 森沢川土砂災害警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 南田代沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭